

議案第 29 号

海老名市市税条例の一部改正について

海老名市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うため

海老名市市税条例の一部を改正する条例

海老名市市税条例（平成２９年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「交付手数料」を「交付（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第４１条第１号エ中「定めるもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第１６条第３項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第４１条第１号エの改正規定及び附則第３条の規定（この条例による改正後の海老名市市税条例（以下「新条例」という。）附則第１６条第３項に係る部分を除く。） 令和５年７月１日
- （２） 附則第１６条第３項の改正規定及び附則第３条の規定（新条例附則第１６条第３項に係る部分に限る。） 令和６年１月１日
- （３） 第１５条の改正規定及び次条の規定 令和６年４月１日

（納税証明書に関する経過措置）

第２条 新条例第１５条の規定は、令和６年４月１日以後にされる地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の１０の規定による証明書の交付について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条 新条例第４１条第１号エ及び附則第１６条第３項の規定は、令和６年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和５年度分までの軽自動車税の

種別割については、なお従前の例による。